

地域農業の活性化へ

JA熊本果実連およびJA菊池と連携協定を締結

農政課 農政係 ☎(232)4916

2月4日、町とJA熊本果実連およびJA菊池は、地域農業の活性化に向けた連携協力に関する包括協定を締結しました。

この協定は、JA菊池が整備している人参選果施設から出た規格外品を有効活用するため、3者で連携してにんじんジュースを開発することになったことがきっかけとなり、今後、より緊密に連携し地域農業の活性化を図ることを目的に締結しました。

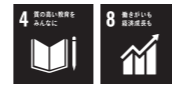
JA熊本果実連橋本会長は「町特産のにんじんを使ったジュースの共同開発により、地域農業の活性化や地下水などの環境保全、子どもたちの食育に貢献していきたい」と話しました。JA菊池東組合長は「人参選果施設の建設に当たり3者が協力し、にんじんの新たな価値を生み出し、農家の所得向上につなげたい」と意気込みを語りました。吉本町長は「にんじんジュースを学校給食やイベントなどに活用し、子どもたちへ農業の魅力や自然環境の大切さを伝え、地域に根差した農畜産物が日本全国、さらには世界へ広がることを期

待する」と期待を寄せました。

- 協定の協力事項は、次の7項目です。
- ・農業振興および地産地消の推進に関すること
 - ・町産農畜産物の魅力発信に関すること
 - ・食農教育の推進に関すること
 - ・健康増進に関すること
 - ・持続可能なゼロカーボンシティに関すること
 - ・地下水保全に関すること
 - ・その他住民サービスの向上などに関すること



左からJA熊本果実連橋本会長、吉本町長、JA菊池東組合長



半導体・地下水セミナーを開催します

商工振興課 企業立地支援係 ☎(232)2165

世界的な半導体製造企業の進出により、多方面から注目が集まっている「半導体」と「水」に関するセミナーを開催します。

本セミナーは、熊本高等専門学校(以下「熊本高専」と)菊陽町が共同で開催し、同校の特命教授・名誉教授である小山善文さんや、実際に半導体製造に携わる企業の社員が、「半導体」と「水」の関係を分かりやすく解説します。

◆日時 3月29日(土) 午前10時～

◆場所 菊陽町総合体育館 多目的室

◆対象者 町在住の人

◆内容

- ・熊本の「半導体」と「地下水」の現状
- ・半導体製造における水の役割
- ・企業が取り組む地下水の保全や排水対策 など

◆登壇者

- 熊本高専
特命教授・名誉教授 小山 善文 さん
東京エレクトロン九州(株)
プロセス技術部 小林 真二 さん
ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)
安全環境部 江田 卓也 さん
Japan Advanced Semiconductor
Manufacturing(株)
ファシリティエンジニアリング部
山本 淳二 さん

※内容・登壇者は予告なく変更することがあります。

参加申し込み

◆申込方法 下記QRコードから申し込む

◆申込期限 3月21日(金)

◆定員 100人(先着順)

申し込みはこちら→



人参選果施設の整備へ向けて

JA菊池から要望書提出

農政課 農政係 ☎(232)4916

2月4日、JA菊池の東組合長から、現在JA菊池で整備している新たな人参選果施設に関する要望書が提出されました。東組合長は「人参選果施設の整備に当たり、生産者の経営安定はもとより、担い手の確保とにんじん産地としての維持拡大を目指すために協力をお願いしたい」と吉本町長へ要望書を提出しました。吉本町長は「農業が魅力的な産業に映るよう、また、全国一のにんじん産地を目指すため、JA菊池と協力して取り組みたい」と応じました。



左からJA菊池東組合長、吉本町長



申請漏れはありませんか

全国大会等出場激励金

スポーツ振興課 スポーツ振興係 ☎(288)7877

町では、全国大会などの出場者に激励金を交付しています。令和6年度開催の大会出場激励金を受け取るには、3月末までに申請が必要です(3月開催の大会は4月末まで)。

まだ申請していない人は、期間内に申請をお願いします。詳しくは町ホームページをご確認ください。

◆交付額

- ・国際大会出場 3万円
- ・全国大会出場 2万円
(九州で開催の場合は1万円)
- ・九州大会出場(沖縄開催に限る) 2万円

◆申請方法

申請書を窓口を持参または郵送する

◆申請回数

- 1人当たり年度1回まで
(国際大会出場者は全国大会を含む2回まで)



詳しくはこちら



令和7・8年度の小規模工事等契約希望者を募集します

財政課 管財係 ☎(232)2130

町が発注する小規模の工事や修繕などの受注・施工を希望する事業者を登録します。町建設工事の入札参加資格(指名願いの登録)の申請をしていない事業者が対象です。

◆申請期間 3月3日(月)～21日(金)
午前9時～午後5時

◆有効期間 令和7・8年度(4月1日～令和9年3月31日の2年間)

◆対象事業者

- ・町内に本店や本社の法人登記がある法人事業者
- ・町内に住民登録がある代表者が経営する町内の個人事業者

◆対象の小規模工事

その内容が軽易であり、かつ、履行の確保が比較的容易なもので、1件当たりの予定価格が50万円以下の工事や修繕です。

※本制度の登録で指名や契約を約束するものではありません。

◆登録希望業種

登録希望業種は全29業種のうち3業種までです。希望業種の一覧は町ホームページに掲載します。

例：大工工事、電気工事、管工事など

◆申請方法

町ホームページにある申請書類を郵送または持参する(最終日必着)

◆申請先

〒869-1192(住所不要)
財政課 管財係

◆その他

登録名簿に登録した後に登録事項に変更があったときは小規模工事等契約希望者登録事項変更届を、事業を休止や廃止したときは小規模工事等契約希望者登録休止(廃止)届をすぐに提出してください。



詳しくはこちら→

